

パートナーシップ宣誓をしなくても利用可能な行政サービス等

(受領証を提示することでより円滑にサービスを利用できます。)

※一覧に無いサービスについても利用可能なサービスがある場合があります。
各担当窓口にお問い合わせください。

令和7年4月1日 現在

区分	制度・サービス名	概要・利用方法	受領証の提示	問合せ先
医療・救急	市立病院での面会・手術同意	市立病院での病状説明同席や面会、手術同意などができる。	不要	府中市民病院(代表) TEL:0847-45-3300 府中北市民病院(代表) TEL:0847-62-2211 府中市立湯が丘病院(代表) TEL:0847-62-2238
	救急車への同乗	パートナーが救急車で搬送される際に同乗できる。	不要	福山地区消防組合・府中消防署 TEL:0847-43-7183 FAX:0847-43-6661
税証明	所得証明書・所得課税証明書・納税証明書の交付について	所得証明書・所得課税証明書・納税証明書の交付について、対象者本人と同一世帯で生計を一にするパートナーは、委任状を省略して申請することができる。	不要	税務課・市民税係 TEL:0847-44-9126 FAX:0847-46-3450
子育て	母子健康手帳交付	妊娠の届出及び母子健康手帳の受領について、本人の代わりにパートナーが行うことができる。 ※ただし、委任状が必要。	不要	子育て応援課・ネウボラ推進室 (子育てステーションちゅちゅ) TEL:0847-44-6688 FAX:0847-44-6690 上下支所地域共生係 (子育てステーションふらっと上下) TEL:0847-62-2231 FAX:0847-62-4564
高齢者福祉	要介護認定申請	要介護認定について、本人の代わりにパートナーが申請できる。	不要	医療介護保険課・介護保険係 TEL:0847-40-0222 FAX:0847-45-5522
その他	生活保護制度	パートナーが生計同一世帯の場合は、同一世帯として生活保護を受けることができる。	不要	福祉課・生活サポート係 TEL:0847-44-9152 FAX:0847-45-3206